

2010年3月19日

各 位

会社名 アステラス製薬株式会社代表 者 代表取締役社長 野木森 雅郁コード番号 4503 (URL http://www.astellas.com/jp)東証・大証(各第一部) 決算期3月間合わせ先広報部長 河村真 Tel:(03)3244-3201

OSI Pharmaceuticals 社の株式公開買付けに関する Hart-Scott-Rodino 法 待機期間の満了について

アステラス製薬株式会社(本社:東京、社長:野木森 雅郁、以下「アステラス製薬」)は、当社による OSI Pharmaceuticals, Inc. (本社:米国ニューヨーク州メルビル、以下「OSI Pharmaceuticals社」)の株式公開買付けに関し、米国の独占禁止法 Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act of 1976(以下「Hart-Scott-Rodino 法」)にもとづく待機期間が満了しましたので、お知らせ致します。このたびの Hart-Scott-Rodino 法にもとづく待機期間の満了により、本公開買付けの条件のひとつが満たされたことになります。

2010 年 3 月 1 日付け当社プレスリリース「米国医薬品会社 OSI Pharmaceuticals 社に対する株式 公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の通り、当社の米国持株子会社アステラス US ホール ディング Inc. (本社:イリノイ州ディアフィールド) の 100%子会社 Ruby Acquisition, Inc.が、OSI Pharmaceuticals 社の普通株式を 1 株あたり現金 52 ドルで買い取る公開買付けを米国時間 3 月 2 日に開始しました。本公開買付けは、資金調達やデューディリジェンスを一切条件としておらず、慣例的な要件のみを成立の条件とするものです。

[Hart-Scott-Rodino 法について]

合併や買収などの企業結合の事前届出を定める法律で、この法律のもとでは、一定以上の規模の企業結合などを行うにあたって、事前に米国司法省と米国連邦取引委員会(独禁当局)に届け出る必要があります。原則として届出から 30 日間は、待機期間として合併や買収を実施することは禁止されますが、独禁当局が合意した場合にはその期間を短縮することができます。

本公開買付けについても事前に届け出る必要があり、待機期間の満了を本公開買付けの条件のひとつとしていました。なお、本公開買付けについては、待機期間は15日間に短縮されていました。